

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【訓 令】

○ 岡山県庁文書規程の一部改正

（県例規集登載）

総務学事課

### 【告 示】

○ 岡山県公印寸法第四条の規定による行政行為等の重要書類に使用する公印の一部改正

総務学事課

○ 工作物の設置を目的として土地を使用する場合の使用料の額の一部改正

財産活用課

（以上県例規集登載）

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退

健康推進課

○ 指定居宅サービス等の事業の廃止

長寿社会課

○ 指定居宅サービス事業者等の指定

〃

○ 指定居宅介護支援事業者の指定

〃

○ 道路の区域変更

道路整備課

○ 道路の供用開始

〃

○ 都市計画の変更

都市計画課

### 【公 告】

○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請

県民生活交通課

## 目次

担当課（室）

○ 農地中間管理機構の指定

○ 道路の位置の指定

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

農村振興課  
建築指導課

### 【海区漁業調整委員会】

○ 水産動植物の採捕についての指示

海区漁業調整委員会

◎岡山県訓令第2号

序 中 一 般

岡山県庁文書規程(昭和三十八年岡山県訓令第十八号)の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

第十一条第三号中「第二条第五項」を「第二条第五号」に改める。

第三十一条第一項中「終わった」を「終わり、郵便により発送する」に、「各号により措置し」を「手続により発送し」に改め、同項第一号中「郵便によるもの」を「発送文書」に、「封入」を「封入し、」に改め、「郵便物発送要求伝票(様式第九号)により」を削り、同項第二号中「による」を「の規定により送付された」に改め、「料金後納郵便物差出票(様式第十号)により」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、文書副管理者の審査を受けた発送文書については、各課において、発送の手続をとることができるものとする。

第三十一条第三項中「によるもの」を「により発送する発送文書」に改め、「において」の下に「文書副管理者の審査を受けた後」を加え、同条第四項中「場合は」の下に「各課において」を加える。

様式第八号から様式第十号までを次のように改める。

様式第8号から様式第10号まで 削除

附 則

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

◎岡山県告示第四百十九号

平成十七年岡山県告示第二百五十三号（岡山県公印寸法第四条の規定による行政行為等の重要書類に使用する公印）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

行政行為等の重要書類に使用する公印の表岡山県県民局長印の項中

障害福祉課	〃	六七	方二四ミリメートル	岡山県事務処理規則第八条の規定による県民局長委任事務に係る公文書のうち各県民局長が共通に使用する保護決定（変更）通知書、保護廃止（停止）決定通知書、保護申請却下通知書、扶養義務の履行について（照会）、扶養義務の履行について（再照会）、扶養義務の履行について（依頼）、生活保護法第二十九条による調査について（依頼）、扶養義務者の調査について（依頼）、要保護者の検診について（依頼）、医療要否意見書、給付要否意見書（所要経費概算見積書）、給付要否意見書（柔道整復）、給付要否意見書（あん摩・マッサージ、はり・きゅう）、（老人）訪
-------	---	----	-----------	--

を

<p>障害福祉課</p>	<p>組合指導課</p>	
<p>〃 六七</p>	<p>〃 六八</p>	
<p>方二四ミリ メートル</p>	<p>方一五ミリ メートル</p>	
<p>岡山県事務処理規則第八条の規定による県民局長委任事務に係る公文書のうち各県民局長が共通に使用する保護決定（変更）通知書、保護廃止（停止）決定通知書、保護申請却下通知書、扶養義務の履行について</p>	<p>岡山県事務処理規則第八条の規定による県民局長委任事務に係る公文書のうち各県民局長が共通に使用する農業改良資金貸付金特別会計納入通知書及び林業改善資金貸付金特別会計納入通知書に限る。</p>	<p>問看護要否意見書、生活保護法医療券・調剤券、生活保護法治療材料券、生活保護法施術券（柔道整復）、生活保護法施術券（あん摩・マッサージ）、生活保護法による施術費給付承認書（はり・きゅう）、生活保護法介護券、生活保護法給付券送付書及び生活保護法介護券送付書に限る。</p>

別図六八を削る。

(照会)、扶養義務の履行について(再照会)、扶養義務の履行について(依頼)、生活保護法第二十九条による調査について(依頼)、扶養義務者の調査について(依頼)、要保護者の検診について(依頼)、医療要否意見書、給付要否意見書(所要経費概算見積書)、給付要否意見書(柔道整復)、給付要否意見書(あん摩・マッサージ、はり・きゅう)、(老人)訪問看護要否意見書、生活保護法医療券・調剤券、生活保護法治療材料券、生活保護法施術券(柔道整復)、生活保護法施術券(あん摩・マッサージ)、生活保護法による施術費給付承認書(はり・きゅう)、生活保護法介護券、生活保護法給付券送付書及び生活保護法介護券送付書用に限る。

に改める。

◎岡山県告示第百五十号

平成二十一年岡山県告示第百十八号（工作物の設置を目的として土地を使用する場合の使用料の額）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

表道路法（昭和二十七年法律第百八十号。以下「法」という。）第三十二条第一項第一号に掲げる工作物の項中「路上」を「地上」に改め、表の備考第二号中「柱をいい」を「電気通信事業者以外の者が設置する柱をいい」に改め、表の備考に次の三号を加える。

八 使用料の額は、使用料の欄に定める金額に、使用を許可した使用の期間に相当する期間を使用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）とする。ただし、当該使用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、使用料の欄に定める金額に、各年度における使用の期間に相当する期間を使用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（以下「各年度の使用料の額」という。）の合計額（各年度の使用料の額が百円に満たない場合にあつては、当該各年度の使用料の額を百円として合計した額）とする。

九 前号の規定にかかわらず、土地の使用のうち消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第六条第一項の規定により非課税とされるものを除くものについての使用料の額は、同号本文の規定により算定した額（その額が百円に満たない場合にあつては、同号本文括弧書の規定により百円とする前の額）に一・〇八を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）とする。ただし、同号ただし書の規定により算定することとなる場合にあつては、各年度の使用料の額に一・〇八を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）の合計額とする。

十 第八号の規定により算定された額の使用料を徴収することが著しく不相当であると認められる使用物件について、知事が特に必要があると認めるときは、使用料の額を減額し、又は使用料を徴収しないことができる。

附 則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

◎岡山県告示第百五十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成二十六年三月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名 称

所在地

辞退年月日

訪問看護ステーションほっと

倉敷市松島二八七―一

平成二十六年三月一日

◎岡山県告示第百五十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十六年三月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ドルフィンホームヘルパーステーション

2 所在地

岡山県浅口市寄島町一六〇八九一六

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人福嶋医院

2 所在地

岡山県浅口市寄島町三〇七二

三 廃止年月日

平成二十六年三月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七二七〇〇三二二

五 サービスの種類

訪問介護

介護予防訪問介護



# 平成26年3月20日 岡山県公報 第11569号

## ◎岡山県告示第百五十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成二十六年三月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 事業所の名称及び所在地

#### 1 名称

生き活き館津山ホームヘルパーステーション

#### 2 所在地

岡山県津山市皿六二八一七

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

#### 1 名称

社会福祉法人生き活き館

#### 2 所在地

岡山県岡山市北区春日町九番五号

### 三 指定年月日

平成二十六年四月一日

### 四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇一九七四

### 五 サービスの種類

訪問介護

介護予防訪問介護

### 一 事業所の名称及び所在地

#### 1 名称

訪問介護事業所愛逢傘

#### 2 所在地

岡山県井原市木之子町九三番地二

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

平成26年3月20日 岡山県公報 第11569号

1 名称

特定非営利活動法人愛逢傘奉仕会

2 所在地

岡山県井原市木之子町九三番地二

三 指定年月日

平成二十六年四月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇七〇〇八〇三

五 サービスの種類

訪問介護

介護予防訪問介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ライフサポートすみれ

2 所在地

岡山県津山市靱保三三六番地一〇

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社すみれ

2 所在地

岡山県津山市靱保三三六番地一〇

三 指定年月日

平成二十六年四月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇一九八二

五 サービスの種類

訪問介護

介護予防訪問介護

平成26年3月20日 岡山県公報 第11569号

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

和・介護ステーション矢掛

2 所在地

岡山県小田郡矢掛町小林二二七―六

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社シフト

2 所在地

岡山県倉敷市真備町市場三〇九〇番地

三 指定年月日

平成二十六年四月一日

四 介護保険事業所番号

三三七二八〇〇四四五

五 サービスの種類

訪問介護

介護予防訪問介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービスなつみ

2 所在地

岡山県真庭市鹿田四七二番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

Broad leaves 株式会社

2 所在地

岡山県真庭市鹿田四四一番地

三 指定年月日

平成二十六年四月一日

四 介護保険事業所番号

三三七三四〇一一七七

五 サービスの種類

通所介護

介護予防通所介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

創心会元気デザイン倶楽部総社

2 所在地

岡山県総社市中央六丁目二一〇八

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社創心會

2 所在地

岡山県倉敷市茶屋町二一〇二番地一四

三 指定年月日

平成二十六年四月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇八〇一一四八

五 サービスの種類

通所介護

介護予防通所介護

平成26年3月20日 岡山県公報 第11569号

◎岡山県告示第百五十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成二十六年三月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ケアプランセンターさくら

2 所在地

岡山県津山市中村一六〇番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

ケアプランセンターさくら株式会社

2 所在地

岡山県津山市中村一六〇番地

三 指定年月日

平成二十六年四月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇一九九〇

五 サービスの種類

居宅介護支援

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ケアプランセンターすみれ

2 所在地

岡山県津山市糺保三三六番地一〇

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社すみれ

平成26年3月20日 岡山県公報 第11569号

2 所在地

岡山県津山市鞆保三三六番地一〇

3 指定年月日

平成二十六年四月一日

4 介護保険事業所番号

三三七〇三〇二〇〇六

5 サービスの種類

居宅介護支援

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ケアプランセンター笑夢

2 所在地

岡山県総社市駅前二丁目一三一三三

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社エム

2 所在地

岡山県総社市秦三三二番地一

三 指定年月日

平成二十六年四月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇八〇一一五五

五 サービスの種類

居宅介護支援

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ケアプランセンターコスモス

2 所在地

平成26年3月20日 岡山県公報 第11569号

岡山県浅口郡里庄町里見八〇〇四番地二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社さくらコーポレーション

2 所在地

岡山県浅口郡里庄町里見八〇〇四番地二

三 指定年月日

平成二十六年四月一日

四 介護保険事業所番号

三三七二七〇一〇九八

五 サービスの種類

居宅介護支援

# 平成26年3月20日 岡山県公報 第11569号

◎岡山県告示第百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 宇戸谷高梁線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧	幅 員	延 長
高梁市玉川町増原字下田山二〇番一地先から 高梁市玉川町増原字下山二一番一地先まで	新	一〇・〇ㄱ 六二・五	五六〇・〇
高梁市玉川町増原字下田山二〇番一地先から 高梁市玉川町増原字下山二一番一地先まで	旧	六・〇ㄱ 二〇・〇	五六〇・〇

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 江与味上河内線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧	幅 員	延 長



平成26年3月20日 岡山県公報 第11569号

一 道路の種類 県道  
 二 路線名 中西川線  
 三 道路の区域

区 域	別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久米郡美咲町里字上牛岩一一二番一地从先から	新	六・六〇 二五・九	六二五・〇
久米郡美咲町里字上牛岩一一二番一地从先から	旧	三・二〇 一五・六	六二五・〇

区 域	別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久米郡美咲町中字曲り四五六八番一地从先から	新	一四・一〇 五〇・〇	二九五・五
久米郡美咲町中字曲り四五六八番一地从先から	旧	一一・八〇 四八・四	二九五・五

平成26年3月20日 岡山県公報 第11569号

◎岡山県告示第百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

県道			道路の 種類	路線名	区 間	供用開始 年月日
中西川線	江与味上河 内線	宇戸谷高梁 線			高梁市玉川町増原字下田山二〇番一地先から 高梁市玉川町増原字下山一一番一地先まで	平成二十六 年三月二十 日
					久米郡美咲町中字曲り四五六八番一地先から 久米郡美咲町中字曲り四五四四番一地先まで	
					久米郡美咲町里字上半岩一一二番一地先から 久米郡美咲町里字下半岩一〇七九番一地先まで	

◎岡山県告示第百五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により高梁都市計画道路を変更したので、当該都市計画の変更の図書を次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画の種類

高梁都市計画道路

二 都市計画を変更する土地の区域

高梁市旭町、南町、弓之町、鉄砲町、寺町、伊賀町、頼久寺町、石火矢町、中之町、片原町、新町、本町及び落合町近似の一部

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課及び高梁市産業経済部まちづくり課

〔二二四〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十六年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十六年三月十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人福祉のかどくら

三 代表者の氏名

田中 竜也

四 主たる事務所の所在地

瀬戸内市長船町服部二〇四番地一〇

五 定款変更の内容

新たに次の特定非営利活動に係る事業を行うこととする。

- (1) 特定相談支援事業
- (2) 障害児相談支援事業
- (3) 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業

〔二二五〕農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一号）第四条の規定により、農地中間管理機構を次のとおり指定した。

平成二十六年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 農地中間管理機構の名称及び住所

1 名称

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団

2 住所

岡山県岡山市北区内山下二丁目四番六号

二 農地中間管理事業を行う事務所の所在地

岡山県岡山市北区内山下二丁目四番六号

三 農地中間管理事業の開始の日

平成二十六年四月一日

平成26年3月20日 岡山県公報 第11569号

〔一二六〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。  
 その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 (メートル)	道路の延長 (メートル)
岡山県指令備中局 建第一〇〇五号 平成二十六年三月 十一日	高梁市落合町近似字稻荷谷三三番九	六・〇〇 五・〇〇	三八・七三 四二・二七

〔一二七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市東阿曾字新田二〇〇二一七、二〇〇二一八

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区花尻ききょう町一七一〇〇 サンハイツ一〇一

石部 莉奈

三 許可番号

岡山県指令建指第三一四号

◎岡山海区漁業調整委員会指示H二十五第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定に基づき、備前市日生町地先海面の水産動植物の繁殖保護を図るため、水産動植物の採捕について、次のとおり指示する。

平成二十六年三月二十日

岡山海区漁業調整委員会

会長 奥野雄二

一 保護区域

次に掲げる点ア及び点イを結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域内においては、水産動植物を採捕してはならない。

点ア 備前市日生町鹿久居島堤東端に設置した標識

点イ 備前市日生町鹿久居島だん亀南西端

二 小型機船底びき網漁業の禁止区域

1 次に掲げる区域内においては、小型機船底びき網漁業を操業してはならない。

ア 次に掲げる点イ及び点ウを結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた

区域

点イ 備前市日生町鹿久居島だん亀南西端

点ウ 備前市日生町鹿久居島水の浦西側突端

イ 次に掲げる点ウ及び点エを結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた

区域

点ウ 備前市日生町鹿久居島水の浦西側突端

点エ 備前市日生町鹿久居島水の浦東側突端

ウ 次に掲げる点オ、点キ及び点クの各点を順次結んだ二直線と最大高潮時海岸線

とによって囲まれた区域（岡山県海面漁業調整規則（昭和四十年岡山県規則第四十五号）第四十条に規定する区域を除く。）

点オ 備前市日生町鹿久居島夜千浜東側突端に設置した標識

点カ 備前市日生町鴻島東裸岩に設置した標識

点キ 点オから真方位一五六度見通し線と点カから真方位七八度三〇分見通し線

との交差点

点ク 点カから真方位七八度三〇分見通し線と備前市日生町鹿久居島の最大高潮



時海岸線との交差点

2 次に掲げる区域内においては、小型機船底びき網漁業のうち、あみこぎ網漁業、いかこぎ網漁業、べいかこぎ網漁業、なまこぎ網漁業、自家用餌料びき網漁業、貝けた網漁業及びなまこけた網漁業を操業してはならない。

ア 次に掲げる点オ、点キ及び点クの各点を順次結んだ二直線、備前市日生町鹿久居島最大高潮時海岸線及び備前市日生町頭島周辺最大高潮時海岸線から五〇〇メートルの距離の線とによって囲まれた区域

点オ 備前市日生町鹿久居島夜千浜東側突端に設置した標識

点カ 備前市日生町鴻島東裸岩に設置した標識

点キ 点オから真方位一五六度見通し線と点カから真方位七八度三〇分見通し線との交差点

点ク 点カから真方位七八度三〇分見通し線と備前市日生町鹿久居島の最大高潮時海岸線との交差点

イ 次に掲げる点ケ及び点コを結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた

区域

点ケ 備前市日生町大多府島北西イノコ鼻北端に設置した標識

点コ 備前市日生町大多府島北東端に設置した標識

三 適用除外

この指示は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕について当委員会に届け出た者が行う当該試験研究等については、適用しない。

四 指示の有効期間

平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで